

## 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者募集要項

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理を一括して指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

### 1 公の施設の名称

- (1) 秋田市太平山スキー場（管理面積 約118ha）
- (2) 太平山リゾート公園（管理面積 約95.3ha）

### 2 公の施設の概要

#### (1) 秋田市太平山スキー場

ア 所在地 秋田市仁別字蛇馬目沢50番地の1ほか

イ 設置目的 市民の冬季体育の振興と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

ウ 施設の規模等

名称	所在地（秋田市）	施設概要等
スキー場	仁別字蛇馬目沢50番地の1	・ 供用開始 平成4年12月20日 ・ 標高差195m、最大斜度25° ・ 主な設備 ゲレンデ6コース、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、サンキッド、ナイター設備一式
オーパスプラザ	仁別字蛇馬目沢111番地	・ 供用開始 平成4年12月20日 ・ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建 ・ 延床面積 1,492.47㎡ ・ 主な施設内容 ロビー、休憩所、託児室、救護室、駐車場

エ 秋田市太平山スキー場の利用者数の過去3年間の実績は次のとおりです。

令和2年度 33,870人 運営日数 72日

令和3年度 42,099人 運営日数 83日

令和4年度 31,880人 運営日数 70日

#### (2) 太平山リゾート公園

ア 所在地 秋田市仁別字マンタラメ213番地ほか

イ 設置目的 太平山周辺一帯の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、市民の健康増進、スポーツ、レクリエーションの場として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる都市公園を目指すことを目的とする。

ウ 施設の規模等

名 称	所在地（秋田市）	施設概要等
クアドーム・展望 風呂付大広間 「ザ・ブーン」  プール 温浴施設	仁別字マンタラメ213番 地	クアドーム ・供用開始 平成3年8月29日 ・構造 鉄筋コンクリート造、膜屋根 造、地上2階地下1階 ・延床面積10,690㎡（内プール室3,430㎡） ・主な施設内容 プール（センタープール、流れるプー ル、ジャグジープール、ウォータースラ イダー、屋外プール、露天風呂、サウナ 等）、リラックス室、無料休憩所 展望風呂付大広間 ・供用開始 平成9年4月25日 ・構造 鉄筋コンクリート造、地上1階 地下1階 ・延床面積 892.47㎡ ・主な施設内容 ヒノキ風呂、岩風呂、寝湯、サウナ、 露天風呂、大広間等
森林学習館 「木こりの宿」  宿泊施設 温浴施設	仁別字マンタラメ210番 地	・供用開始 昭和63年4月1日 ・構造 木造2階建 ・延床面積 693.57㎡ ・宿泊定員 29名 ・主な施設内容 大研修室、和室6室、温泉浴場 ・その他 旅館業法第3条第1項の規定による営 業の種別は旅館営業
オートキャンプ場  屋外型宿泊施設	仁別字小水沢134番地	・供用開始 オートキャンプ場 平成6年8月1日 新オートキャンプ場 平成11年4月27日 ・面積 1.9ha ・テントサイト 33区画（オートキャン プ場15区画、新オートキャンプ場18区 画） ・主な施設内容 炊事棟、電源
トレーラーハウス 宿泊施設	仁別字小水沢地内	・供用開始 平成19年8月1日 ・面積 0.8ha

トレーラーハウス 宿泊施設	仁別字小水沢地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置台数 5台（うち障がい者対応1台）</li> <li>・宿泊定員 6名（1台あたり）</li> <li>・主な設備内容 冷暖房完備、キッチン（IHヒーター付き）、冷蔵庫、洋式トイレ、ユニットバス、洗面台、ダイニングテーブル、椅子、木製デッキ</li> <li>・その他 旅館業法第3条第1項の規定による営業の種別は簡易宿泊所営業</li> </ul>
グラウンド・ゴルフ場 「グリーンパル」 スポーツ施設	仁別字マンタラメ地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 平成15年11月1日</li> <li>・面積 3.3ha</li> <li>・コース 4コース32ホール</li> <li>・主な施設内容 休憩所、あずまや、水飲み場、駐車場</li> </ul>
テニスコート 「テニスの森」 スポーツ施設	仁別字マンタラメ地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 平成6年8月1日</li> <li>・面積 1.95ha</li> <li>・主な施設内容 砂入り人工芝7面（うちナイター4面）、クラブハウス、シャワー室</li> </ul>
バンガロー 宿泊施設	仁別字水沢地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 昭和57年4月</li> <li>・構造 木造平屋建</li> <li>・延床面積7.92㎡（1棟あたり）</li> <li>・設置数4棟</li> <li>・宿泊定員 2名（1棟あたり）</li> <li>旅館業法第3条第1項の規定による営業の種別は簡易宿泊所営業</li> </ul>
ピクニックの森 公園	仁別字水沢地内	<p>管理棟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 昭和56年11月</li> <li>・構造 鉄筋コンクリート造平屋建</li> <li>・延床面積 200㎡</li> </ul> <p>無料休憩棟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 昭和56年11月</li> <li>・構造 鉄筋コンクリート造平屋建</li> <li>・延床面積 117㎡</li> <li>・主な施設内容 フリーテントサイト10張、共同炊事場、水洗トイレ等</li> </ul>

総合案内所 公園	仁別字小水沢地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 平成11年4月1日</li> <li>・構造 木造平屋建</li> <li>・延床面積 265.59㎡</li> <li>・主な施設内容 受付カウンター、ロビー、トイレ、シャワー室</li> </ul>
花公園	仁別字小水沢地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 平成12年4月一部供用開始 平成20年7月24日</li> <li>・面積 9ha</li> <li>・主な施設内容 芝生広場、シンボル花壇、休憩所付き トイレ、散策路、あずまや、展望デッキ 等</li> </ul>
植物園	仁別字マンタラメ地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始 平成元年6月</li> <li>・面積 9.3ha</li> <li>・主な施設内容 植栽樹木(約250種 4,000本)、自然 林、あずまや1棟、林間歩道1,730.2m、 駐車場</li> </ul>
その他緑地等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 59.8ha</li> </ul>

エ 太平山リゾート公園の利用者数の実績は次のとおりです。

令和2年度 190,890人

令和3年度 202,139人

令和4年度 212,322人

### 3 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 秋田市太平山スキー場（秋田市太平山スキー場条例第13条）

ア スキー場の占用の許可に関すること。

イ スキー場利用者に対する指示ならびにスキー場の利用の禁止および占用の許可の取消しに関すること。

ウ スキー場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

エ その他、市長がスキー場の管理運営上必要と認める業務

(2) 太平山リゾート公園（秋田市都市公園条例第15条の3）

ア 公園の利用の禁止又は制限に関すること。

イ 公園の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

ウ その他、市長が公園の管理運営上必要と認める業務

※詳細は、添付資料(1)の「秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園管理業務仕様書」によります。

#### 4 管理を行わせる期間（指定期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

ただし、指定管理者が管理を継続することが適当でないとき、期間の途中においても指定を取消すことがあります。

#### 5 管理に要する経費

- (1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）は、会計年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (2) 指定管理料の額については、毎年度締結する年度協定書により定めます。
- (3) 指定管理料については、毎月、業務の実施状況を確認後、請求に基づいて支払います。

※指定管理料の過去3年間の実績額（税込み）は次のとおりです。

令和2年度 450,617,200円（当初年度協定額 422,455,000円）

令和3年度 447,877,100円（当初年度協定額 428,319,100円）

令和4年度 451,271,700円（当初年度協定額 425,962,900円）

#### 6 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人その他の団体であること。

イ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の各施設と同種の施設の管理運営実績があること。

ウ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な有資格者を配置できること。

- (2) 申請をすることができない団体

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において、破産手續、再生手續又は更正手續が開始されている団体

オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

- (3) 複数の団体による申請

次の要件を満たす場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して申請することができます。

ア グループを構成する団体（以下「構成団体」という。）が協定を結び、構成団

- 体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。
- イ 代表団体は、(1)のアに該当し、かつ、グループにおける責任割合が最大であること。
- ウ 全ての構成団体は、(2)に掲げる全ての要件に該当しないこと。
- エ グループによる申請では、(1)のイおよび(1)のウを満たしていること。また、グループによる申請において、構成団体となった各団体は、同時に単独で、又は他のグループの構成団体として申請できません。重複して申請した団体を構成団体として含むグループは、申請者としての資格を失うものとします。
- オ 指定管理者指定申請書を提出後に代表団体又は構成団体を変更することはできません。グループの構成を変更するときは、受付期間内であれば、申請を辞退してから新たなグループとして申請してください。また、受付期間終了後にグループを構成する団体の一部が欠けたときは、申請者としての資格を失うものとします。

## 7 管理の基準

指定管理者が秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園を管理運営するときは、次の基準によります。

- (1) 秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）および秋田市太平山スキー場条例施行規則（平成13年秋田市規則第20号）、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）、秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）ならびに関係法令に基づき、適正に施設の管理運営を行うこと。
- (2) 施設、附属設備および備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに、市民サービスの向上に努めること。（地方自治法第244条）
- (4) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取扱うこと。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）および秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）を遵守するとともに、個人情報の保護および情報公開に関する内部規定を作成するなど、その取扱いに十分に注意を払った体制を講ずること。

※管理の基準に関する詳細については、協議の上、市が指定管理者との間で締結する協定書で定めるものとします。

## 8 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担は、原則として下表のとおりとします。ただし、下表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項 目		指定管理者	市
施設・設備等 ※1、2	改築又は大規模修繕	—	○
	上記以外の修繕等	協定で定める	
事故・災害等による施設等の修繕		協議事項※3	
施設の火災保険		—	○
施設利用者の被災に対する責任		協議事項※3	
利用者に係わる保険の加入		○	—

- ※1 指定管理者の故意、過失又は協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入又は修繕を行うこととします。
- ※2 施設サービスの提供に支障がないと市が判断した場合には、修繕を見合わせる場合があります。
- ※3 協議事項については、個別事案の原因ごとに判断することとします。

## 9 指定管理者の選定方法および時期

### (1) 候補者の選定方法

秋田市建設部で設置する指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、添付資料(2)の「秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者審査基準」に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

### (2) 選定等の時期

申請者による事業計画等の説明および選定は令和5年11月に行う予定です。

### (3) 選定結果の通知および公表

選定結果は、各申請者に書面で通知するとともに、秋田市ホームページ上で公表します。

## 10 申請の手続

### (1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を提出してください

申請書類（添付書類）		様式	グループ申請の場合の提出者
1	申請書	様式第1号	代表団体
2	誓約書	様式第2号	構成団体
3	申請者の概要書 ※申請者の設立趣旨、沿革、組織、事業内容その他各団体の概要を記載	様式第3号-1 (代表団体用)	代表団体
		様式第3号-2	構成団体

	したパンフレット等も添付してください。	(構成団体用)	
4	グループ構成団体一覧表	様式第4号	代表団体
5	グループ協定書および委任状	様式第5号	代表団体
6	事業計画書	様式第6号	代表団体
7	収支予算書 ※指定期間の各年度ごとおよび施設ごとの収支予算書	様式第7号	代表団体
8	人員配置計画書	様式第8号-1 (総括表) 様式 第8号-2 (施設単位)	代表団体
9	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な有資格者配置予定届出書 ※申請日において、既に資格を有している者は、その資格を証明できる写しを添付すること。	様式第9号	代表団体
10	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の各施設と同種の施設の管理運営業務の実績を記載した書類 ※過去5年間を対象として記載	様式第10号	代表団体
11	団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		構成団体
12	団体の場合、登記事項証明書および印鑑証明書 ※申請日前3か月以内のもの		構成団体
13	団体の経営状況を説明する書類 ・令和5年度事業計画書および収支予算書 ・令和2年度から令和4年度までの事業報告書および決算報告書一式(財産目録、貸借対照表、損益計算書を含む。) ・法人等の役員名簿		構成団体
14	国税および地方税に係る納税証明書 ・国税(法人税・消費税)		構成団体

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（法人事業税）</li> <li>・ 市税（法人市民税、事業所税、固定資産税）</li> <li>※法人税・消費税は直近事業年度のもの</li> <li>※固定資産税は納期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書</li> <li>※消費税については、未納税額のない証明書</li> </ul>		
15	社会保険料納入証明書 ※申請日が属する月の前々月末（休日等にあたる場合は翌営業日）を納期限とする方までの12か月分の証明書		構成団体
16	質問書	様式第11号	
17	現地説明会参加申込書	様式第12号	
18	指定管理者の応募辞退届	様式第13号	
19	市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末時点における従業員内訳書</li> </ul> ※令和2年度から令和4年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託予定調書</li> </ul>		

※16、17、18については申請書提出時点では不要です。

(2) 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市建設部公園課企画建設担当（TEL018-888-5753）

(3) 受付期間

令和5年9月29日（金）から同年10月27日（金）まで  
 ただし土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、締切日必着  
 ※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本7部（副本は正本の複写とします）  
 ※申請書類は、(1)の順番に従い、A4縦判ファイル等に綴じて提出してください。

※市長が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和5年10月6日（金）から同月20日（金）まで  
ただし土曜日、日曜日、祝日を除きます。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付方法 質問書（様式第11号）に記入し、提出してください。  
なお、提出はメール、ファックスでも受け付けます。

メー ル ro-urpc@city.akita.lg.jp

ファックス 018-888-5754

エ 回答方法 メール等で回答するほか、秋田市ホームページにおいて随時公表いたします。

なお、質問受付から回答までの期間は1週間程度を予定しております。

(8) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の候補者選定結果の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(9) 費用の負担

申請に関する経費は、申請者の負担とします。

(10) その他留意事項

ア 指定管理者の募集手続は、この募集要項のほか、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年秋田市規則第43号）によります。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 指定管理者の募集に係る申請書類について、提出できない書類がある場合、申立書を提出してください。（様式は任意）

## 11 募集要項の交付

(1) 交付方法 秋田市建設部公園課で交付又は秋田市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 交付期間 令和5年9月29日（金）から同年10月27日（金）まで  
（公園課での交付の場合は土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(3) 交付時間 公園課で交付の場合  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 12 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和5年10月13日（金）午後2時
- (2) 集合場所 秋田市仁別字蛇馬目沢111番地  
秋田市太平山スキー場「オーパスプラザ」
- (3) 説明順序 秋田市太平山スキー場→クアドーム→森林学習館・グラウンドゴルフ場ほか
- (4) 申込方法 現地説明会参加申込書（様式第12号）をFAX等により令和5年10月12日（木）午後5時15分までに秋田市建設部公園課に申し込んでください。

なお、現地説明会への参加人数は1法人3名以内とし、グループによる申請の場合は、構成団体1団体につき1名以内とします。

## 13 公募から管理運営までのスケジュール

令和5年9月29日（金）から同年10月27日（金）まで

- ・募集要項の交付および申請の受付

令和5年10月13日（金）

- ・現地説明会

令和5年10月6日（金）から同月20日（金）まで

- ・質問事項の受付

令和5年11月（予定）

- ・選定委員会の開催  
申請者によるプレゼンテーション  
候補者の選定

令和5年12月（予定）

- ・指定管理者の議決(11月議会)

令和5年12月（予定）

- ・指定管理者の指定の告示

令和6年2月（予定）

- ・協定の締結

令和6年4月1日（月）

- ・指定管理者による管理運営の開始

## 14 申請者によるプレゼンテーション

11月に開催予定の選定委員会において、申請者によるプレゼンテーションを行っていただきます。日時、場所等については後日、通知いたします。

プレゼンテーションを行うに当たって、申請書等に記載されていない内容や新たな提案を行うことは、公平性を確保する観点から一切認めません。

## 15 自主事業について

### (1) 自主事業の提案

申請者は、秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の設置目的に沿って、自己の責任と費用により、独自に企画・計画した自主事業を実施することができます。

施設の特長を最大限に生かした自主事業を提案ください。

## (2) 公園施設の使用

自主事業の内容によっては、都市公園法第5条の規定による公園施設管理許可申請が必要となり、使用料の支払いが必要となります。

なお、光熱水費、設置費等については指定管理者の負担となります。

(例 自動販売機、レストラン、売店の設置等)

## (3) レストラン営業等

自主事業として、レストランなどで飲食を提供する場合は、厨房設備等の必要な設備を申請者の責任と負担で用意してください。

## 16 利用料金収入等の取扱い

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園は利用料金制を導入しているため、指定管理者は、利用者が支払う施設の利用料金や自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入等を自らの収入とすることができます。

※「利用料金制」とは、秋田市太平山スキー場条例および秋田市都市公園条例において利用料金が定められておりますが、その範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金を定め、自己の収入として収受することができることをいいます。

## 17 光熱水費およびその他の負担

(1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の光熱水費については、指定管理者の負担とします。ただし、オーパスプラザおよびピクニックの森無料休憩棟についての光熱水費は市で負担しますが、これらの施設を自主事業として使用する場合（自動販売機・レストラン・売店等）は、市の請求に基づき、当月分の光熱水費分を翌月に納入していただくこととなります。また、クアドーム・展望付風呂付き大広間の屋上にNTTドコモおよびKDDIが設置した携帯電話基地局があり、これらの基地局が使用した電気代は、指定管理者が設置者に請求し、収納することとなります。

※過去3カ年の光熱水費の支出実績は27参考資料(5)のとおりです。

(2) 市内で事業を営む事業者には課せられる事業所税と入湯税については、指定管理者に課税されることとなります。

(3) 秋田市太平山スキー場の索道事業は指定管理者の事業となりますので、東北索道協会および同協会秋田地区部会へ加入するものとし、これに関する一切の費用は指定管理者の負担となります。

(4) 秋田市旅館業法施行細則（平成9年規則第15号）ならびに秋田市公衆浴場法施行細則（平成9年規則第15号）又は法令に基づく届出および許可申請等の手続きは指定管理者が行うものとし、これらに関する一切の経費は指定管理者の負担となります。

## 18 クアドーム・展望風呂付大広間の一年間利用券購入者の取扱い

令和4年4月2日から令和5年3月31日までの間にクアドーム・展望風呂付大広間の1年間使用券を購入した利用者の取扱いについては、使用期限まで利用できるものとし、一年間使用券の販売金については、現在の指定管理者の収入とします。

## 19 回数券購入者の取扱い

回数券（利用期限なし）を購入した利用者の取扱いについては、そのまま利用できるものとします。なお、令和5年度における回数券の販売金は、現在の指定管理者の収入とします。

※回数券利用の対象施設は次のとおりです。

- ・クアドーム・展望風呂付大広間（入館料の回数券11枚綴り）
- ・森林学習館（木こりの宿）（入浴料の回数券11枚綴り）

## 20 協定の締結

選定委員会が選定した指定管理者の候補者が、11月議会の議決を経て指定管理者に指定された後に市と指定管理者は、管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」および年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定書の発効は令和6年4月1日とします。

### (1) 基本協定の内容として予定する項目

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理業務に関する基本的な事項
- ウ 年度協定に関する事項
- エ 管理施設の改修等に関する事項
- オ 緊急時の対応に関する事項
- カ 情報管理に関する事項
- キ 業務計画書に関する事項
- ク 事業報告書（年度および月別）に関する事項
- ケ モニタリング（事業評価）に関する事項
- コ 指定管理料の支払いに関する事項
- サ 利用料金に関する事項
- シ 利用料金の減免に関する事項
- ス 損害賠償等に関する事項
- セ 保険の加入に関する事項
- ソ 指定の取消し等に関する事項
- タ 指定管理の引継ぎに関する事項
- チ 自主事業に関する事項
- ツ その他必要な事項

### (2) 協定書が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められたとき。

ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 21 管理業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により、適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出およびその実施を求めることができます。
- (3) 指定管理者が市の指示に従わないことや、指定管理者の財務状況が悪化したことなど、管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (3)に基づき、指定管理者の指定を取り消されたことにより、管理業務の継続が不可能となった場合において、指定管理者に損害、損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わないこととします。
- (5) 不可抗力その他、市又は指定管理者の責に帰すことができない理由により、管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、管理業務の継続の可否について協議することとします。

## 22 モニタリング（事業評価）に関する事項

当該施設の円滑な運営と指定管理業務の実施状況を確認するため、モニタリング（事業評価）を実施します。モニタリングの実施に関して必要な事項は、協定に規定します。

モニタリング（事業評価）等により指定管理者の業務が要求水準を維持しないと認められるときは、業務の改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行います。

## 23 その他

- (1) 指定管理者の候補者選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について、ヒヤリングを実施することがあります。
- (2) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は辞退届（様式第13号）を提出してください。

## 24 業務の引継ぎについて

指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく管理運営業務が遂行できるよう引継ぎを行うものとしします。

## 25 問い合わせ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市建設部公園課企画建設担当  
電 話 018-888-5753  
ファックス 018-888-5754  
メールアドレス ro-urpc@city.akita.lg.jp

## 26 添付資料

- (1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園管理業務仕様書
- (2) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定審査基準

## 27 参考資料

- (1) 太平山スキー場および太平山リゾート公園有料施設の利用者実績・利用料実績
- (2) 太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理業務に関する収支実績書
- (3) 有料施設の利用期間、利用時間、利用料金等
- (4) 減免取扱い事項および減免実績一覧表
- (5) 光熱水費支出実績表
- (6) 公園施設使用料
- (7) 貸付備品表

## 28 様式

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請者の概要書（様式第3号-1、様式第3号-2）
- (4) グループ構成団体一覧表（様式第4号）
- (5) グループ協定書および委任状（様式第5号）
- (6) 事業計画書（様式第6号）
- (7) 収支予算書（様式第7号）
- (8) 人員配置計画書（様式第8号-1、様式第8号-2）
- (9) 有資格者配置予定届出書（様式第9号）
- (10) 業務実績一覧表（様式第10号）
- (11) 質問書（様式第11号）
- (12) 現地説明会参加申込書（様式第12号）
- (13) 指定管理者の応募辞退届（様式第13号）